

# 青森県報

第四千二百九十七号

平成二十九年  
五月十二日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………( 同 ) …… 一
- 特定行為業務の登録……………( 同 ) …… 二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 二
- 基本測量の終了……………(監 理 課) …… 二
- 公 告
- 農用地利用配分計画の認可……………(構 造 政 策 課) …… 二
- 建設業者の許可の取消し……………(東 青 地 域 民 局) …… 三
- 右 同……………(三 八 地 域 民 局) …… 三
- 右 同……………(西 北 地 域 民 局) …… 三
- 出先機関
- 土地改良事業の工事の完了……………(中 南 地 域 民 局) …… 四
- 土地改良区の役員の就任……………(三 八 地 域 民 局) …… 四

## 告 示

## 示

### 青森県告示第百八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社ライオン イフイノベーション	北津軽郡板柳町大字大俵字和田四三の六	短期入所生活介護	ライフケア高増シヨールステイブルの里豊原	平成 二九・五・一
社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二の三	通所介護	ESCORA Tデイこころあす	〃

### 青森県告示第百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
指定介護予防サービス事業者				

株式会社ラ イフイノ ベーション	北津軽郡板柳町 大字大俵字和 田四二三の六	介護予防 短期入所 生活介護	ライフケア 高増シール トステイ原 軽の里豊原	弘前市大字豊原 一丁目四の一	平成 二元・五・一
社会福祉法 人拓心会	五所川原市大字 水野尾字懸樋二 二二の三	介護予防 通所介護	ESCOR Tデイこ あす	五所川原市字栄 町二六	〃

青森県告示第百二十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

〇三〇〇一 一六九	〃	社会福祉 法人秋葉 会	八戸市大 字八太郎 山三の一	八太郎山 住宅支 援セン ター	八戸市大 字八太郎 山三の一	〃	訪問介護
〇三〇〇一 一六	平成 二元・四・五	社会福祉 法人仁正 会	〇三戸郡三 戸町大字 同町一	老人保健 施設ほほ えみ三戸	〇三戸郡三 戸町大字 同町一	平成 二元・五・一	介護老人 保健施設

青森県告示第百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サ ービス者	障害福祉 サービス の種類	障害福祉サ ービスを行 う所	指 定 年 月 日
社会福祉法 人拓心会	共同生活 援助	ESCOR Tハウスこ しあ	平成 二元・五・一
主たる事務所の 所在地	名 称 所 在 地	五所川原市 大字水野尾 字懸樋二二 の三	五所川原市 字栄町二六

青森県告示第百九十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（地理識別子整備業務）
- 二 作業期間  
平成二十八年八月三十日から平成二十九年三月二十四日まで
- 三 作業地域  
青森市

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十九年五月十二日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地
賃借権の設定等を受ける土地	高山弘樹	三戸郡五戸町大字手倉橋字内山七八
		一 三戸郡五戸町大字手倉橋字和田三三一の

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アメック
- 二 代表者の氏名 齋藤昇
- 三 主たる営業所の所在地 青森市富田四丁目一六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第一〇〇四五三号
- 五 取消年月日 平成二十九年四月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可 屋根工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社エアータック
- 二 代表者の氏名 千田正
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市八太郎一丁目四の一九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二五）第三〇〇三六八号
- 五 取消年月日 平成二十九年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 田中工業株式会社
- 二 代表者の氏名 田中茂
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字大沢内字ニタ見四五六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二四）第六五六二号
- 五 取消年月日 平成二十九年四月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可

